主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

被告人の控訴趣意は別紙に記載の通りである。

〈要旨〉本件記録を精査し総べての証拠を検討するに原判決挙示の証拠により被告人は古物商Aの妻として夫の〈/要旨〉不在の時は常に夫に代つてその業務に徒事中、原判示のように古物を買い受けるに当り、古物営業法施行規則第二十二条の「にその相手方の住所氏名を確かめ、又は身分証明書、主要食糧購入通帳、定期を券等その相手方の住所、氏名、職業及び年令を確認しないで、Bよことがお窓盗したジヤンバーー枚を代金二百十円で買い受けた原判示事実を認めることは方が窃盗したジヤンバーー枚を代金二百十円で買い受けた原判示事実を認めることがいる場合古物営業に現実に従事した被告人には古物営業のできる。からる場合古物営業に現実に従事した被告人には古物営業のできる。からる場合古物営業は第三十三条の「法人の代表者又は法人若しくは人ののより、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、第二十七人を第三十条までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は内的第三十条までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は日の規定によっても明瞭である。論旨は理由がない、各本条の罰金刑を科する」の規定によっても明瞭である。論旨は理由がない、

その他職権で調査するも刑事訴訟法第三百七十七条乃至第三百八十三条に規定する事由が認められないから、同法第三百九十六条により本件控訴を棄却する。 よつて主文の通り判決する。

(裁判長判事 坂本徹章 判事 塩田宇三郎 判事 平田茂男)